平成２４年度　天草地域自立支援協議会　報告

１．日　時：平成２５年２月２８日（木）
　　午前１０時００分～11時27分
２．場　所：天草市民センター　大会議室
３．出席者：「別紙のとおり」

司会：天草市社会福祉課　大西係長

１，開　会
　司会より

２，天草地域自立支援協議会会長　あいさつ
　天草市社会福祉課　山川課長あいさつ
　国におきましては障害者総合支援法が本年４月１日に施行され制度の谷間のない支援を提供する観点から障害者の定義に新たに難病等が追加され障害福祉サービスの対象となります。なお来年４月からは「障害程度区分」も標準的な支援の必要の度合いを示す「障害支援区分」へと変更され知的・精神の特性に応じて適切な支援が行われるよう区分の制定が行われるようになります。
　また、自立支援協議会についても名称の弾力化や当事者や家族の参画を明確化され、今回の協議会から障がい者関係団体から委員を選出していただき参加していただいております。
　本日は、平成２４年度の協議会の取組み状況や、各部会からの報告、規約の改正等についてご協議いただき意見の交換、情報の共有を図りたいと思います。

３，議　題
（１）天草地域自立支援協議会の活動経過報告について
　①天草市 池田より活動状況(会議の開催状況、計画相談部会、サービス利用計画策定状況)について報告
　②グリーン 荒木より地域生活部会の活動状況について報告
　③上天草市 藤崎より就労部会の活動状況について報告
　④第２はまゆう 辻川より児童部会の活動状況について報告

（１）の報告についての意見質問等
　宮田委員（天草支援学校）：児童部会の報告の中で、個別支援計画・指導計画について、きちんと保護者と共通理解を図り作成することが大事である。計画相談部会の報告の中で、サービス等利用計画の様式等はどうすると見ることができますか？サービス利用者すべての方に計画を付けるには事業者が足りない現状についてどう考えていますか？地域生活部会の報告の中の地域安心生活支援体制強化事業はどんな人がどういう時に利用できますか？
→事務局（池田）：サービス等利用計画書の様式は天草地域自立支援協議会のホームページに掲載、者と児童と２種類あります。事業者の確保については、現状ではどうしても足りないので、施設、サービス事業所へ特定相談事業への参画について、機会を見つけて呼びかけて行く。
　地域安心生活支援体制強化事業は相談支援事業所に委託をして実施しています。実際、入所施設や精神科病院から地域へ出て生活をしたいと相談があればこの事業を利用していただくことになります。

佐々木委員（ステップバイステップ、白い雲の会）：保護者の立場から言えば児童部会の取組は、思い切ったことをしていただいたと思う。福祉事業者の立場から言うと、福祉サイドのサービス等利用計画と教育の個別支援計画のコラボレーション（協働）ができないか？

→宮田委員：個別支援計画は、関係機関を入れて作っている。生徒が利用しているサービス事業所の方にも入っていただいている。関係している機関が集まる場を確保する必要がある。

→佐々木委員：どうしても我々福祉サイドは、教育機関へは敷居が高く踏み込めない感じがする。サービス等利用計画と個別支援計画をお互いに持ち合うようになるといい。

金澤委員（苓南寮）：就労部会の報告で福祉的就労については来月１３日に施設製品販売促進会議をする予定です。県事業で工賃向上計画の中でアドバイザー派遣事業があるので、天草地域の施設、事業所で何が必要なのか？何が足りないのか？各施設で持ち寄って協議ができればいい。

（２）天草地域自立支援協議会規約の改正について

星光園 高橋より規約の改正(案)について説明（専門部会に計画相談部会を追加する）

（２）についての質問

佐々木委員：計画相談部会の立ち上げの経緯についてお伺いしたい。

→池田：サービス等利用計画の拡大で相談支援事業所も増え相談支援専門員も増えるなかで、相談員と計画の質の確保を図る目的で、お互いのケースを情報交換、共有を図り本人のニーズに応じた、地域の資源を活用した計画作りができるよう部会を立ち上げた。

→佐々木委員：そうであれば、基幹相談支援的な機能も果たすと思われるので、名称を計画相談に限定せず、相談支援部会の方が良いのでは？

→池田：今意見をいただいたが、事務局案の「計画相談部会」がいいのか？「相談支援部会」がいいのか？その他の名称がいいのか？皆さんにお伺いしたい。

→辻川：この部会で協議する内容が重要であると思う。相談支援部会としてその中で困難事例等を扱うのであれば、それはそれぞれ今ある部会での協議になると思う。この部会はサービス等利用計画を作成していくうえでの互いの研鑽の場である。

議長：部会の名称については、事務局で検討いただき、後日皆様にご報告したいと思います。本日は規約の中に新たに部会を挿入することについてご承認をいただきたいと思います。

→　承認をいただく。

（３）障害者総合支援法の施行について

天草市 池田より障害者総合支援法の概要について説明。また天草地域自立支援協議会の名称変更は考えていない。

（３）については質問なし

（４）その他

〇天草地域相談支援事業の実績について説明。

〇障害者虐待防止についてパンフレットにより説明。

その他意見等について

- 羽室委員（上天草市民生委員）：資料Ｐ５の地域安心生活支援体制強化事業の地域生活体験事業について利用者が実際何人位いらっしゃったか？

→池田：２人程いらして、グループホーム利用をされていた方が、一人暮らしへの準備ということで１週間の程利用をされた。費用については、食事の材料代実費分をご負担いただいている。

- 佐々木委員：委託相談支援事業の実績件数を見ると相当の相談があっているようであるが、全国的に自治体の中には、計画相談の個別給付費が出てきてその分、委託料を下げようとする動きがあると聞いた。天草圏域においては、委託料については現状を維持していただきたい。

→山川：事業所の運営が厳しくなるようなことは考えていない。

（５）閉会（１１時２７分）